

工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する 情報の通知等について

建設業法第 20 条の 2 第 2 項に基づく通知は、受注予定者（落札決定（決定）通知を受けた者をいう。）の義務であるとされています。

受注予定者において、当該工事の施工に当たり、建設業法施行規則（国土交通省令）で定める事象が発生するおそれがあると判断する場合は、契約締結までに、別添通知書に当該事象の状況の把握のため必要な情報を添えて、下記メールアドレス宛に電子データで通知、若しくは、契約担当課に紙で通知してください。

契 約 担 当 課：〒086-1197

中標津町丸山 2 丁目 22 番地

総務部財政課契約用度係

メールアドレス：nyusatsu@nakashibetsu.jp

本通知の趣旨としては、請負契約の変更にに関する予見可能性を持たせ、適切な請負契約の変更を円滑化しようとするものであるため、おそれ情報を通知するか否かについては、工事の内容などに応じて受注予定者自ら判断してください。

なお、本通知の有無に関わらず、工期等に影響を及ぼす事象が顕在化した場合は、契約約款及び各運用基準に基づき、協議を行うこととなりますことを申し添えます。

【建設業法】

（工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の通知等）

第二十条の二

- 2 建設業者は、その請け負う建設工事について、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、国土交通省令で定めるところにより、注文者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならない。

【建設業法施行規則】（国土交通省令）

（工期等に影響を及ぼす事象）

第十三条の十四

- 2 法第二十条の二第二項の国土交通省令で定める事象は、次に掲げる事象であって天災その他不可抗力により生じるものとする。

- 一 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰
- 二 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰

（工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の通知の方法）

第十三条の十五

- 2 建設業者は、法第二十条の二第二項の規定により前条第二項の事象が発生するおそれがある旨及び当該事象の状況の把握のため必要な情報を建設工事の注文者に対して通知しようとする場合において、当該建設業者が法第二十条第一項の規定により見積書を作成するときにあってはこれらの情報を記載した書面を添付のうえ当該見積書を、作成しないときにあっては当該情報を記載した書面を、それぞれ交付してこれを行わなければならない。

- 4 第一項及び第二項の書面の交付については、当該書面が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもつて行うことができる。前項の請求において建設工事の注文者が当該書面を電磁的記録で作成することを求めた場合も、同様とする。

- 一 建設工事の注文者の使用に係る電子計算機と建設業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、建設工事の注文者又は建設業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

- 二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法